

平成29年度「商店街活動におけるPDCAサイクル活用促進事業」審査基準

提案要求事項	
1. 提案内容が、本事業の目的に合致しているか。	
(1) 当方が記載を要求した項目について、不足なく記載されているか。	
(2) 事業の目的に合致しているか。	
2. 各事業の実施方法	
(1) 委員会	委員会について、実施方法や参加者について具体的に示されているか。
(2) 実証事業	実証を行う商店街、支援方法などを具体的に提案し、事業目的を達成するために高い効果があると考えられるか。
(3) PDCAヒア、事例取りまとめ	ヒアリング候補となる商店街、フォローアップ、事例レポートについて実施方法が具体的に示されているか。
(4) 初動事項及び方法の整理	初動事項の内容、意見交換について実施方法が具体的に示されているか。
(5) 事業全体について	知見を活かした、事業効果を高めるための独自の提案や創意工夫があるか。
3. 実施スケジュール	
(1) 実施スケジュールが明確に示されているか	
(2) 実施スケジュールは合理性、実現可能な妥当性を有しているか。	
4. 事業実施体制	
(1) 事業規模に適した要員が確保されているか。	
(2) 事業を円滑に遂行するための役割分担、人員補助体制等が組まれているか。	
(3) 本事業を実施するに足り得る能力を有していると認められ得るか(関係法令・商店街政策の理解、経験、類似事業の実績、有識者とのネットワーク等)	
(4) 打ち合わせについて、具体的な方法が示されているか	
(5) 事業を実施するに当たって十分な財務状況であるか。	
5. 事業費・コストパフォーマンス	
(1) コストパフォーマンスに優れているか。	
(2) 必要経費を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。	
6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。	
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業） <ul style="list-style-type: none"> 1段階目（※1）1点 2段階目（※1）2点 3段階目 3点 行動計画（※2）0.5点 ※1 労働時間の働き方に係る基準を満たすこと。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） <ul style="list-style-type: none"> くるみん（旧基準、新基準とも）1点 プラチナくるみん 2点 ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 <ul style="list-style-type: none"> ユースエール認定 2点 <p>※複数認定等に該当する場合には最高点を加点する。</p>	